

放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 放射性物質等の運搬に関する基準（平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両その他の機械又は器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。</p> <p>三 （略）</p> <p>四 専用積載 大型コンテナ（内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。）又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。</p> <p>五〇七 （略）</p> <p>（放射性輸送物に関する技術上の基準）</p> <p>第十条 規則第二条第七項第一号口の厚生労働大臣が定める放</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両その他の機械又は器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 専用積載 大型コンテナ（<u>外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。</u>）又は車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。</p> <p>五〇七 （略）</p> <p>（放射性輸送物に関する技術上の基準）</p> <p>第十条 規則第二条第七項第一号口の厚生労働大臣が定める放</p>

放射性輸送物に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる放射性輸送物ごとに、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。

一 L型輸送物 次のイからリまでに掲げる要件に適合すること。

イ ホ (略)

ヘ 容器又は包装が開封されたときに見やすい位置(当該位置に表示を有することが困難である場合は、輸送物の表面)に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示がされていること。ただし、第七条第二号に規定する放射性物質等を運搬する場合は、この限りでない。

ト チ (略)

リ 放射性物質の使用等に必要書類その他の物品(放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)

以外のものが収納され又は包装されていないこと。

二 A型輸送物 次のイからヌまでに掲げる要件に適合すること。

イ 前号イからホまで、チ及びリに掲げる要件に適合すること。

ロ チ (略)

(削除)

リ ヌ (略)

(標識又は表示)

第十八条 (略)

25 (略)

放射性輸送物に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる放射性輸送物ごとに、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。

一 L型輸送物 次のイからチまでに掲げる要件に適合すること。

イ ホ (略)

ヘ 容器又は包装が開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示がされていること。ただし、第七条第二号に規定する放射性物質等を運搬する場合は、この限りでない。

ト チ (略)

(新規)

二 A型輸送物 次のイからルまでに掲げる要件に適合すること。

イ 前号イからホまで及びチに掲げる要件に適合すること。

ロ チ (略)

リ 放射性物質の使用等に必要書類その他の物品(放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)

ヌ ル (略)

(標識又は表示)

第十八条 (略)

25 (略)

6

放射性輸送物が収納又は包装されているオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、次の各号に掲げる事項を鮮明に表示し、かつ、耐久性を有しているものでなければならぬ。ただし、収納又は包装されている放射性輸送物の全ての表示が容易に確認できる場合は、この限りでない。

一 第二項第一号に掲げる事項及び品名

二 「オーバーパック」又は「OVERPACK」の文字

(新規)